

第4章 整備の方針と目標

第1節 基本方針

史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備する。

また、史跡橋樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡整備の基本方針として、保存活用計画では次の6点を定めており、本計画においては、その方針に基づくものとする。

- (1) 史跡橋樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備
- (3) 史跡橋樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信できる場の整備
- (4) 史跡橋樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備
- (5) 史跡への交通アクセスや史跡説明板・サイン、ガイダンス施設・便益施設（駐車場・バリアフリー化等）の整備等、利用者の利便性の向上
- (6) 史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備

第2節 整備目標

前述の基本方針、また、保存活用計画における活用の基本方針も踏まえ、史跡橋樹官衙遺跡群の将来目指すべき姿として、整備目標を次のように設定する。

- | |
|--|
| ①橋樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を五感によって体感できる場として整備する。 |
| ②自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的に多面的に利活用ができる場として整備する。 |
| ③橋樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武藏国の南部（川崎市及びその周辺地域）を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。 |
| ④地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。 |